

「サンルダムに代わる利水対策案について（照会）」  
に対する利水参画者等の回答について

平成 24 年 9 月

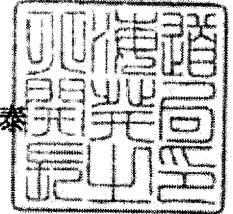
国土交通省北海道開発局



北開局河計第 20-1 号  
平成 23 年 7 月 1 日

名寄市長  
加藤 剛士 殿

北海道開発局長 高松 泰



サンルダムに代わる利水対策案について（照会）

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道開発局では、国土交通大臣からサンルダム建設事業の検証に係る検討を進めるよう指示がなされ、「第3回 サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において複数の利水対策案を提示しました。

つきましては、今後の利水対策案の検討を進めるに当たり貴殿の御見解を参考にさせていただきたいので、下記の事項について御回答いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、御意見が無い場合につきましても、その旨御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

記

「第3回 サンルダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場」に提示した複数の利水対策案に関する、利水参画者としての見解

〈連絡先〉

建設部 河川計画課

河川調整推進官 小林 幹男

流域治水専門官 今井 誠

TEL 011-709-2311(内線 5297)



名工上第 34 号  
平成 23 年 7 月 20 日

北海道開発局長 高松 泰 様

名寄市長 加藤 剛



サンルダムに代わる利水対策案について (回答)

盛夏の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当市の水道行政の推進につきましては、特段のご配慮を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年 12 月から今日までの期間に「サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」が 3 回開催され、複数の利水対策案の提示をしていただきました。

今回、この利水対策案に関する、利水参画者としての見解を別紙により提出しますので、宜しくお取り計らい願います。



サンプルダムに代わる利水対策案について (回答)

平成23年7月1日付北開局河計第20—1号で照会ありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

- 提示されました複数の対策案は、費用負担が大きく、更なる工期を要することが見込まれ、また農地などにも悪影響を及ぼすことが想定されることから、ダム代替策は非現実的であり、到底容認できるものではありません。一元管理が可能なダムが最も効果的であると判断しています。  
安全安心な水の安定的供給と水道水源の確保のためにも、一刻も早いダムの着工を求めます。

参考

本年の東日本大震災から福島第一原発事故により、東京都内の一部の浄水場では飲用基準値を超える放射性物質が検出されたことに伴い、名寄市と友好交流都市である東京都杉並区からの支援要請により、名寄市の水道水を原水としたボトルドウォーター「なよろの水」のペットボトル3万本(500ML)を災害備蓄水として提供し、大変喜ばれています。

大震災以降飲料水の輸入量が増えている報道がされていますが、改めて水道水源を確保し、安全な水道水供給の推進を図ることとします。

担当：名寄市建設水道部

上下水道室長

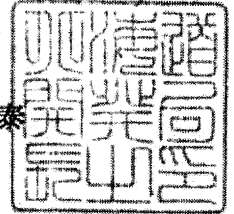
電話



北開局河計第20-2号  
平成23年7月1日

下川町長  
安齋 保 殿

北海道開発局長 高松 泰



サンルダムに代わる利水対策案について（照会）

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道開発局では、国土交通大臣からサンルダム建設事業の検証に係る検討を進めるよう指示がなされ、「第3回 サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において複数の利水対策案を提示しました。

つきましては、今後の利水対策案の検討を進めるに当たり貴殿の御見解を参考にさせていただきたいので、下記の事項について御回答いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、御意見が無い場合につきましても、その旨御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

記

「第3回 サンルダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場」に提示した複数の利水対策案に関する、利水参画者としての見解

〈連絡先〉

建設部 河川計画課  
河川調整推進官 小林 幹男  
流域治水専門官 今井 誠  
TEL 011-709-2311(内線 5297)



下 建 第 7 8 号  
平成 2 3 年 7 月 2 7 日

北海道開発局長 高 松 泰 様

下川町長 安 齋



サンルダムに代わる利水対策案について (回答)

平成 2 3 年 7 月 1 日付北開局河計第 2 0 - 2 号で照会がありましたサンルダムに代わる利水対策案について、別紙のとおり利水参画者としての見解を提出いたしますのでよろしくお取り計らい願います。



## 別紙

「第3回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」で提示された複数の対策案は、サンルダム事業への継続参画に比べ、費用負担が大きく、工期が不透明であり効果発現の遅延も懸念されることから、事業主体として到底容認できません。

様々な水需要への対応と安定的な水道水を確保するため、現計画どおりの水量を確保することが、町の政策として必要であると判断していることから、あらためて、当町はサンルダムへの利水参画を継続いたします。

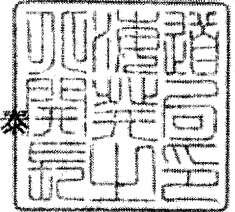
また、洪水などの危険を排除し、住民の安心安全な生活を守るためにもサンルダム建設は必要不可欠であると判断していることを申し添えます。



北開局河計第 20-3 号  
平成 23 年 7 月 1 日

ほくでんエコエナジー株式会社  
取締役社長 高橋 耕平 殿

北海道開発局長 高松 泰



サンルダムに代わる利水対策案について（照会）

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道開発局では、国土交通大臣からサンルダム建設事業の検証に係る検討を進めるよう指示がなされ、「第3回 サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において複数の利水対策案を提示しました。

つきましては、今後の利水対策案の検討を進めるに当たり貴社の御見解を参考にさせていただきたいので、下記の事項について御回答いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、御意見が無い場合につきましても、その旨御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

記

「第3回 サンルダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場」に提示した複数の利水対策案に関する、利水参画者としての見解

〈連絡先〉

建設部 河川計画課  
河川調整推進官 小林 幹男  
流域治水専門官 今井 誠  
TEL 011-709-2311(内線 5297)





エナ企第1号  
平成23年7月6日

北海道開発局長  
高松 泰 様

ほくでんエコエナジー株式会社  
取締役社長 高橋 耕 平



サンルダムに代わる利水対策案について (回答)

平成23年7月1日付け北開局河計第20-3号にて照会のありました標記の件  
につきまして、別紙のとおり回答します。



**【意見照会内容】**

「第3回 サンプルダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場に提示した複数の利水対策に関する、利水参画者としての見解

**【回 答】**

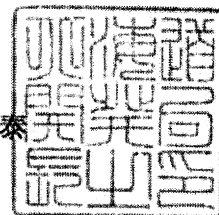
「第3回 サンプルダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場に提示された複数の利水対策案については、いずれも現計画と同様の発電出力および発電電力量を得ることが難しいことから容認できるものではありません。



北開局河計第 20-4 号  
平成 23 年 7 月 1 日

北海道電力株式会社  
取締役社長 佐藤 佳孝 殿

北海道開発局長 高松 泰



サンルダムに代わる利水対策案について（照会）

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道開発局では、国土交通大臣からサンルダム建設事業の検証に係る検討を進めるよう指示がなされ、「第3回 サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において複数の利水対策案を提示しました。

つきましては、今後の利水対策案の検討を進めるに当たり貴社の御見解を参考にさせていただきたいので、下記の事項について御回答いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、御意見が無い場合につきましても、その旨御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

記

雨竜発電所から放流水を活用して新規利水及び流水の正常な機能の維持の対策案とすることに関する見解

〈連絡先〉

建設部 河川計画課  
河川調整推進官 小林 幹男  
流域治水専門官 今井 誠  
TEL 011-709-2311(内線 5297)



北電水第 41 号

平成 23 年 7 月 15 日

北海道開発局長

高 松 泰 殿

北海道電力株式会社

取締役社長 佐 藤 佳 孝



サンルダムに代わる利水対策案について（回答）

平成 23 年 7 月 1 日付け北開局河計第 20-4 号にて照会のありました標記の件  
につきまして、別紙のとおり回答致します。



<b>意見照会内容</b>
1. 雨竜発電所から放流水を活用して新規利水及び流水の正常な機能の維持の対策案とすることに関する見解
<b>回 答</b>
<p>○水力発電は、純国産の再生可能エネルギーとして、また、発電時に温室効果ガスである CO<sub>2</sub> を排出しないクリーンエネルギーとして我が国のエネルギー政策上、重要な位置づけであります。</p> <p>○ダムを伴った貯水池式や調整池式の発電所においては、その発電容量により電力需給が逼迫する時期の供給力確保、急激な需要変動に対する追従性、電力系統の安定運用に重要な役割を担うものであります。</p> <p>○今後、太陽光・風力等の出力変動の大きい再生可能エネルギーの導入が拡大されることが予想され、このような発電容量を持ち系統調整力を発揮できる水力発電の重要性は更に高まることが予想されます。</p> <p>○雨竜発電所は年間を通じた発電所の運用を行い貴重な調整力、供給力を担っている重要な発電所であり、発電所の運転に制約を与えるような恒常的な給水となる可能性がある本対策案に対しては同意できません。</p>



北開局河計第 20-5 号  
平成 23 年 7 月 1 日

農業水産部長 殿

建設部長

サンルダムに代わる利水対策案について (照会)

国土交通大臣からサンルダム建設事業の検証に係る検討を進めるよう指示がなされたので、利水対策案の検討を進めるに当たり、下記の事項について御回答いただきますようお願いいたします。

記

士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町における、水需要合理化にかかる土地改良事業予定の有無

(発議 河川計画課 企画係)



北開局農計第137号  
平成23年 7月13日

建設部長 殿

農業水産部長

サンルダムに代わる利水対策案について (回答)

平成23年7月1日付け北開局河計第20-5号で依頼のありましたこのことについては、現時点で国営土地改良事業の計画がない旨、回答します。



(発議 農業計画課計画第2係)



北開局河計第 20-6 号  
平成 23 年 7 月 1 日

北海道 農政部長 殿

北海道開発局 建設部長



サンルダムに代わる利水対策案について (照会)

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道開発局では、国土交通大臣からサンルダム建設事業の検証に係る検討を進めるよう指示がなされ、「第3回 サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において複数の利水対策案を提示しました。

つきましては、今後の利水対策案の検討を進めるに当たり貴殿の御見解を参考にさせていただきたいので、下記の事項について御回答いただきますようよろしくお願いいたします。

記

士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町における、水需要合理化にかかる土地改良事業予定の有無

〈連絡先〉

建設部 河川計画課

河川調整推進官 小林 幹男

流域治水専門官 今井 誠

TEL 011-709-2311(内線 5297)





<公印省略>

計画第 301-2 号  
平成 23 年 7 月 11 日

北海道開発局 建設部長 様

北海道農政部長

サンルダムに代わる利水対策案について (回答)

日頃、道営農業農村整備事業の推進に当たってご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 23 年 7 月 1 日付け北開局河計第 20-6 号で照会のありました標記の件について、次のとおり回答します。

記

<照会事項>

士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町における水需要合理化にかかる土地改良事業予定の有無について

<回答内容>

道営農業農村整備事業の実施に向けて、平成 23 年度に事業計画の樹立を行っている地区のうち、照会事項に該当する事業の予定はありません。

〔連絡先〕 農村振興局農村計画課  
計画調整グループ

TEL. [REDACTED]



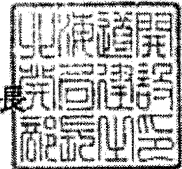


北開局河計第 20-7 号

平成 23 年 7 月 1 日

北海道 環境生活部長 殿

北海道開発局 建設部長



サンルダムに代わる利水対策案について (照会)

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道開発局では、国土交通大臣からサンルダム建設事業の検証に係る検討を進めるよう指示がなされ、「第3回 サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において複数の利水対策案を提示しました。

つきましては、今後の利水対策案の検討を進めるに当たり貴殿の御見解を参考にさせていただきたいので、下記の事項について御回答いただきますようよろしく願いいたします。

記

士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町における、水需要合理化を伴う水道事業の広域化に関する事業計画の予定の有無

(連絡先)

建設部 河川計画課

河川調整推進官 小林 幹男

流域治水専門官 今井 誠

TEL 011-709-2311(内線 5297)

写

環境第942号  
平成23年8月1日

北海道開発局建設部長 様

北海道環境生活部長

サンルダムに代わる利水対策案について（回答）

平成23年7月1日付け北開局河計第20-7号で照会のありましたこのことについて、士別市、名寄市、和寒町、剣淵町及び下川町において、現時点で、既得水利の合理化を伴う水道事業の市町村の行政区域を越えた広域化に関する事業計画が予定されている水道法に基づく認可申請・届出はありません。

環境局環境推進課水道グループ  
主査（水道整備）

TEL. [REDACTED]

FAX [REDACTED]

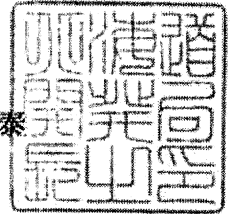




北開局河計第20-8号  
平成23年7月1日

てしおがわ土地改良区  
理事長 榊原 一雄 殿

北海道開発局長 高松 泰



サンルダムに代わる利水対策案について（照会）

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道開発局では、国土交通大臣からサンルダム建設事業の検証に係る検討を進めるよう指示がなされ、「第3回 サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において複数の利水対策案を提示しました。

つきましては、今後の利水対策案の検討を進めるに当たり貴殿の御見解を参考にさせていただきたいので、下記の事項について御回答いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、御意見が無い場合につきましても、その旨御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 忠烈布ダムを再開発（掘削）して新規利水の対策案とすることに関する見解
- 2 岩尾内ダムの嵩上げを行い流水の正常な機能の維持の対策案とすることに関する見解

〈連絡先〉

建設部 河川計画課

河川調整推進官 小林 幹男

流域治水専門官 今井 誠

TEL 011-709-2311(内線 5297)



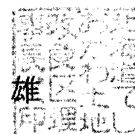
平成23年 8月8日

北海道開発局

局長 高 松 泰 殿

てしおがわ土地改良区

理事長 榊 原 一



サンルダムに代わる利水対策案について（回答）

平成23年7月1日付 北開局計第20-8号で照会がありました標記の件について、  
下記のとおり回答いたします。

記



(1) 忠烈布ダムを再開発（掘削）して新規利水の対策案とすることに関する  
見解

忠烈布ダムは、当区管轄の主要なかんがい用水の専用施設として重要な施設  
であり同意できません。

(2) 岩尾内ダムの嵩上げを行い流水の正常な機能の維持の対策案とすること  
に関する見解

天塩川本流は、近年の気象変動により岩尾内ダム下流域における区間流入の減少  
により、既得水利権の水量が確保されず、岩尾内ダムの放流量に依存する状況とな  
っている。 農業の既得水利権が満足されずに他の用途へ利水する提案は、不合理  
であり、形骸化した現実性のない対策案に理解できません。  
また、ダムの嵩上げに加えて名寄川への導水施設の新設などの提案は、非効率であ  
り議論のすり替えに等しい。

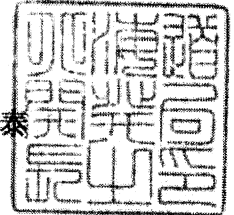
当区管轄区域である名寄市中名寄地区は、他の区域では被害のない降雨の場合で  
あっても洪水被害が頻発しており、洪水被害の軽減と既得水利権の安定的な確保から  
サンルダムの早期完成を強く要望することを申し添えます。



北開局河計第 20-9 号  
平成 23 年 7 月 1 日

士別市長  
牧野 勇司 殿

北海道開発局長 高松 泰



サンルダムに代わる利水対策案について (照会)

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道開発局では、国土交通大臣からサンルダム建設事業の検証に係る検討を進めるよう指示がなされ、「第3回 サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において複数の利水対策案を提示しました。

つきましては、今後の利水対策案の検討を進めるに当たり貴殿の御見解を参考にさせていただきたいので、下記の事項について御回答いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、御意見が無い場合につきましても、その旨御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 岩尾内ダムのダム使用权 (工業用水) を振り替えて新規利水の対策案とすることに関する見解
- 2 岩尾内ダムの嵩上げを行い流水の正常な機能の維持の対策案とすることに関する見解

〈連絡先〉

建設部 河川計画課

河川調整推進官 小林 幹男

流域治水専門官 今井 誠

TEL 011-709-2311(内線 5297)

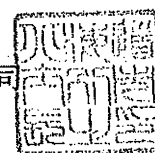


士 総 企 第 1 4 4 号

平成 23 (2011) 年 8 月 2 日

北海道開発局長 高 松 泰 様

士 別 市 長 牧 野 勇 司



サンルダムに代わる利水対策案について (回答)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げますとともに、本市市政の推進に格別なるご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、平成 23 年 7 月 1 日付け北開局河計第 20-9 号で照会のありました標記のことについて、次のとおり回答いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 岩尾内ダムのダム使用権 (工業用水) を振り替えて新規利水の対策案とすることに関する見解

(回答)

本対策案におけるダム使用権の振り替えは、新たな水利権の獲得等が容易でない状況のなか、極めて慎重な検討が必要であり、同意できるものではありません。また、事業費の増加・工期の長期化も想定されていることから現実的な対策案ではないと考えます。

- 2 岩尾内ダムの嵩上げを行い流水の正常な機能の維持の対策案とすることに関する見解

(回答)

本対策案は、現計画と比較して事業費の増加・工期の長期化が想定されており、現実的な対策案ではないと考えます。



総務部企画振興室企画課  
(企画調整担当)

Tel. [REDACTED]  
[REDACTED]

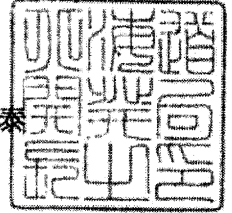


北開局河計第 20-10 号

平成 23 年 7 月 1 日

王子板紙株式会社 名寄工場  
取締役 工場長 村田 満 殿

北海道開発局長 高松 泰



サンルダムに代わる利水対策案について (照会)

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道開発局では、国土交通大臣からサンルダム建設事業の検証に係る検討を進めるよう指示がなされ、「第3回 サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において複数の利水対策案を提示しました。

つきましては、今後の利水対策案の検討を進めるに当たり貴社の御見解を参考にさせていただきたいので、下記の事項について御回答いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、御意見が無い場合につきましても、その旨御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

記

貴社が所有する名寄川の水利権の見通しに関する見解

(連絡先)

建設部 河川計画課

河川調整推進官 小林 幹男

流域治水専門官 今井 誠

TEL 011-709-2311(内線 5297)





平成 23 年 7 月 19 日

北海道開発局長 高松 泰 殿

王子板紙株式会社 名寄工場  
取締役 工場長 村田 満



サンルダムに代わる利水対策案について(回答)

平成 23 年 7 月 1 日付北開局河計第 20-10 号で照会ありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

・現在の水利権の水量は必要であり、減量の予定はありません。

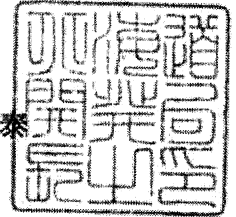




北開局河計第 20-11 号  
平成 23 年 7 月 1 日

北海道知事  
高橋 はるみ 殿

北海道開発局長 高松 泰



サンルダムに代わる利水対策案について (照会)

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道開発局では、国土交通大臣からサンルダム建設事業の検証に係る検討を進めるよう指示がなされ、「第 3 回 サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において複数の利水対策案を提示しました。

つきましては、今後の利水対策案の検討を進めるに当たり貴殿の御見解を参考にさせていただきたいので、下記の事項について御回答いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、御意見が無い場合につきましても、その旨御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 ポンテシオダムの発電容量の一部を買い上げて新規利水の対策案とすることに関する見解
- 2 岩尾内ダムの嵩上げを行い流水の正常な機能の維持の対策案とすることに関する見解

〈連絡先〉

建設部 河川計画課  
河川調整推進官 小林 幹男  
流域治水専門官 今井 誠  
TEL 011-709-2311(内線 5297)



企 発 第 115 号  
平成23年7月15日

北海道開発局長 高 松 泰 様

北海道知事 高 橋 はる



サンルダムに代わる利水対策案について（回答）

平成23年7月1日付け北開局河計第20-11号で照会のあったこのことについて、次のとおり対策案に対する意見を提出いたします。

記

【照会内容】

- 1 ポンテシオダムの発電容量の一部を買い上げて新規利水の対策案とすることに関する見解
- 2 岩尾内ダムの嵩上げを行い流水の正常な機能の維持の対策案とすることに関する見解

【回 答】

道企業局の発生電力は、全量を北海道電力（株）へ卸供給することで契約〔卸供給契約〕を締結し、その電力は北海道電力（株）が国へ届出している電力供給計画に織り込まれていることや、東京電力福島第一原発事故後、水力を含めた再生可能エネルギーは、更に重要性を増していることから、発電に支障が生じないようにすべきと考えます。

また、岩尾内ダムの嵩上げについても、電気事業者の負担や発電に支障が生じないよう検討願います。

（企業局発電課経営管理グループ）

